

住宅・建築物安全ストック形成事業(土砂災害関係)

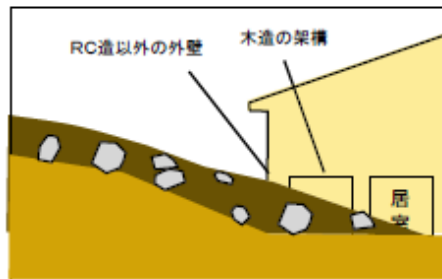
■目的

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正等とあわせて、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物の土砂災害対策改修に対する支援を行うことにより、建築物の安全性を確保することを目的とする。

■事業内容

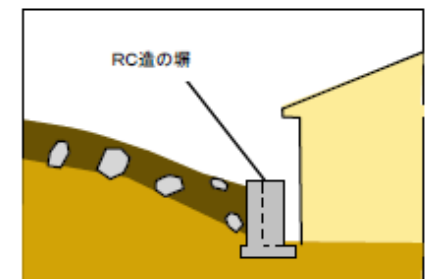
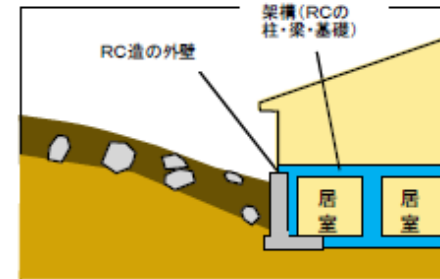
- 土砂災害特別警戒区域内の既存建築物であって、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対して、改修に必要な費用を支援する。

土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないもの



改修
(イメージ)

土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有しているもの(例)



想定される土石流の高さや衝撃力に応じて定められた仕様を満たす鉄筋コンクリート造の外壁等を設ける

- 補助対象： 以下の要件を満たす建築物。
 - ・ 土砂災害特別警戒区域内の建築物
 - ・ 建築基準法施行令第80条の3について既存不適格である建築物

○ 補助率： 23% (うち国費11.5%)

○ 補助対象限度額： 4.20百万円/棟